重点⑧：外国人整備士の活用（整備分野の重点事項）

資料1

ヒアリングでいただいた意見

・ 整備士の裾野拡大のためには自衛隊整備士とあわせて、外国人整備士の拡大が必要

現状

・ **2019年度から、特定技能1号の対象に航空機整備分野が追加**され、（公社）日本航空技術協会が試験の実施主体となり、受け入れ企業等の希望も踏まえ、継続的にモンゴルにおいて試験を実施。令和6年度は、4月にモンゴルにて試験を実施するとともに、5月にはフィリピンにて初めて試験を実施予定

・ **本邦航空会社への受け入れ人数は合計4名（R6.1時点）**。令和4年4月に初めて特定技能1号制度による採用が実現。1度就職したものの事情により帰国した例もあり

・ また、**2023年度より特定技能２号の対象に航空機整備分野が追加**。現在、（公社）日本航空技術協会が評価試験の準備中

他分野の状況

・ **自動車整備分野**（「特定技能1号」の受入実績）： **令和元年9月受入開始 → 2，519人**（令和5年12月末時点）
（ベトナム1165、フィリピン815、インドネシア216、ミャンマー124）。自動車整備分野に係る技術協力等を積極的に実施

・ **グラハン分野**（「特定技能1号」の受入実績）： **令和2年5月受け入れ開始 → 627人**（令和5年12月末時点）
（フィリピン413、ベトナム93、インドネシア37、ネパール22）。受入を希望している企業情報を日本航空技術協会（試験実施主体）のHPに掲載しマッチングを促進するとともに、制度活用にあたっての課題調査を令和6年度中に実施予定

対応の方向性（案）

・ 特定技能1号の更なる拡大に向けては、関係機関とも調整しつつ、**その国の特徴等を踏まえ、今後拡大する対象国の選定、試験の時期等についてまとめた上で、計画的に進めていくべきではないか**

・ また、**特定技能外国人として採用された方が定着するため**、

→長期的に働くことができる絵姿の早期提供。このために特定技能2号評価試験のタイムリーな導入※

→受け入れ側において安心して働けるコミュニティの設置等の工夫

が必要ではないか

※令和4年4月に特定技能1号により採用した者が、特定技能2号の要件である3年以上の実務経験を満たす時期は令和7年4月